

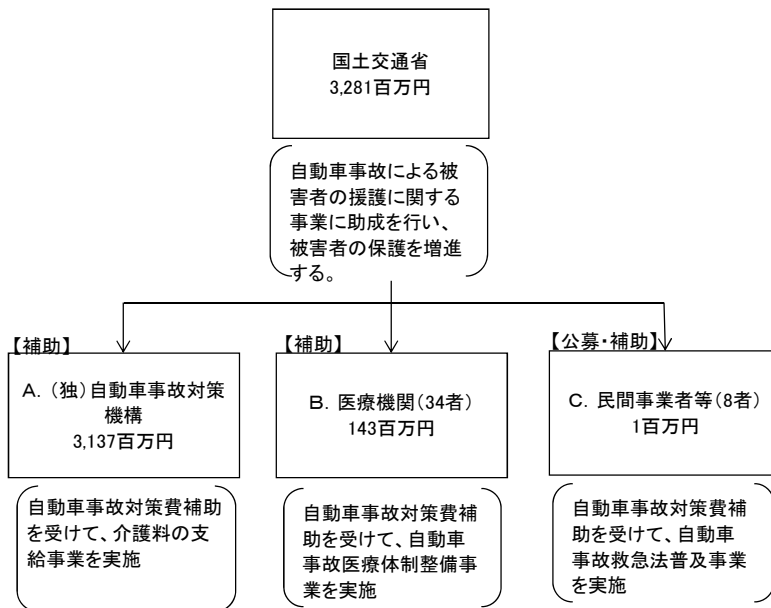
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

<b>事業名</b>	自動車事故による被害者対策の充実		<b>担当部局庁</b>	自動車局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和42年度～		<b>担当課室</b>	保障制度参事官室		参事官 吉田 耕一郎		
<b>会計区分</b>	自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)		<b>政策・施策名</b>	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 16 自動車事故の被害者の救済を図る				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	自動車損害賠償保障法附則第4項		<b>関係する計画、通知等</b>	自動車事故対策計画 (平成14年国土交通省告示第52号)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減のための支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備 ・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減を図るため、介護に要する費用の支援(補助率:定額) ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備並びに在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者支援施設に対する受け入れ体制の整備及び強化に要する経費を補助(補助率:1/8、定額) ・自動車事故現場において、負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う自動車事故救急法講習事業に要する経費を補助。(補助率:1/2)							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	3,445	3,508	3,586	3,619	3,633	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		繰越し等	▲9	9	-	-	-	
		計	3,436	3,517	3,586	3,619	3,633	
	執行額	3,300	3,262	3,281	-	-		
執行率(%)	96.0%	92.8%	91.5%	-	-			
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	<介護に要する費用の支援> 介護料延べ受給者数 ※達成度は、年度当初の計画に対する割合を示している。		成果実績	件	18,043	18,318	18,435	-
			達成度	%	98	99	97	-
	<自動車事故医療体制整備事業に要する経費の補助> 補助対象病院及び障害者支援施設数 ※達成度は、年度当初の計画に対する割合を示している。		成果実績	箇所	25	33	34	-
			達成度	%	86	85	87	-
	<自動車事故救急法普及事業に要する経費の補助> 受講者数 ※達成度は、年度当初の計画に対する割合を示している。		成果実績	人	3,831	2,318	297	-
達成度			%	83	60	21	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	<介護に要する費用の支援> 介護料延べ受給者数		活動実績 (当初見込み)	件	18,043 ( 18300 )	18,318 ( 18636 )	18,435 ( 19052 )	- ( 19168 )
			活動実績 (当初見込み)	箇所	25 ( 29 )	33 ( 39 )	34 ( 39 )	- ( 42 )
	<自動車事故救急法普及事業に要する経費の補助> 補助事業者数		活動実績 (当初見込み)	者	2 ( 1 )	2 ( 1 )	8 ( 2 )	- ( 2 )
算出根拠			<介護に要する費用の支援> (執行額/介護料延べ受給者数) <自動車事故医療体制整備事業に要する経費の補助> (執行額/補助対象病院及び障害者支援施設数) <自動車事故救急法講習事業に要する経費の補助> (執行額/受講者数)					
<b>単位当たりコスト</b>	<介護に要する費用の支援> 170,164 (円/件) <自動車事故医療体制整備事業に要する経費の補助> 4,204,167 (円/箇所) <自動車事故救急法講習事業に要する経費の補助> 4,607 (円/人)		算出根拠					
<b>平成25・26年度 予算内訳</b>	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	自動車事故対策費補助金	3,619	3,633	在宅重度後遺障害者のための支援内容を充実させるため。				

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	自動車事故による重度後遺障害者に対して経済的支援を行う必要がある。なお、自動車損害賠償保障法附則第5項に基づき、自動車事故対策計画に規定する事業を実施する者に対して補助を行うものであり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	本事業については、在宅介護を行う被害者に対する介護料給付や被害者の被害軽減につなげるための医療体制整備等に必要な経費を補助するものであり、使途はこれらの事業の実施のために必要なものに限定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業については、被害者保護が後退することのないよう留意しつつ、計画を立てて、着実に実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>自動車事故による重度後遺障害者の救済に不可欠な役割を果たしている。介護に要する費用の支援については、在宅介護生活を送る被害者家庭の経済的な負担を軽減するための事業である。24年度も引き続き、介護を要する後遺障害者の保護の増進を図るため、適切な制度運用を行っている。医療体制整備事業及び自動車事故救急法普及事業については、自動車事故による被害軽減及び在宅重度後遺障害者への支援を図るための重要な施策であり、24年度においても引き続き適切な制度運用を行っている。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	<p>自動車事故救急普及事業については、事業の執行にあたって、高い効果が見込まれる事業の提案が広くなされるよう、今後も公募内容等の改善を行い、効果的な事業の実施に努めていくべき。その他の事業については、引き続き滞りなく適切に事業を行うこと。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	<p>自動車事故救急法普及事業については、事業が効果的に実施できるように、今後も公募内容・方法の見直し等に取り組む。その他の事業については、引き続き被害者のニーズを踏まえつつ滞りなく適切な取り組みを行う。</p>					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	318	平成23年	0296	平成24年	0304

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補足  
する)(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(独)自動車事故対策機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料	在宅介護の重度後遺障害者への介護に要する費用	3,137			
計		3,137	計		
B.富士市立中央病院			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
機器購入費	自動車事故患者のための医療機器	20			
計		20	計		
C.株式会社所沢中央自動車教習所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
備品	模擬人体半身体	0			
計		0	計		
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)自動車事故対策機構	重度後遺障害者の介護に要する費用の支援	3,137		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士市立中央病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	20		
2	焼津市立総合病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	18		
3	美祢市病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	9		
4	愛媛医療生活協同組合愛媛生協病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	9		
5	社会福祉法人恩賜財団	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	9		
6	市立甲府病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	9		
7	医療法人社団博友会	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	8		
8	石巻赤十字病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	8		
9	いわき市立総合警城共立病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	8		
10	社会医療法人医仁会中村記念病院	自動車事故患者のための医療機器の整備に要する費用の支援	4		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	株式会社所沢中央自動車教習所	自動車事故救急法講習の実施	0		
2	有限会社網干自動車教習所	自動車事故救急法講習の実施	0		
3	株式会社オオキコーポレーション(赤穂自動車教習所)	自動車事故救急法講習の実施	0		
4	株式会社新見自動車教習所	自動車事故救急法講習の実施	0		
5	株式会社総社自動車教習所	自動車事故救急法講習の実施	0		
6	株式会社神戸西インター自動車学校	自動車事故救急法講習の実施	0		
7	株式会社南横浜自動車学校	自動車事故救急法講習の実施	0		
8	株式会社柿澤学園(スルガ自動車学校)	自動車事故救急法講習の実施	0		
9					
10					